

札幌市食物アレルギー児保育事業費補助金交付要綱

(平成20年4月1日子ども未来局長決裁)

一部改正平成 27 年3月 31 日

一部改正平成 28 年3月 31 日

一部改正令和 2年3月 30 日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギーを有する児童の成長発達を促進するとともに、児童の健全な育成に寄与するため、保育所等において食物アレルギーを有する児童に個別食の提供を実施する事業者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することについて必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 35 条第 4 項の認可を受けた、同法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7号に規定する施設をいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の認定を受けた幼稚園及び同条第3項の認定を受けた連携施設をいう。
- (4) 保育所型認定こども園 法第39条第1項に規定する施設であり、かつ、認定こども園法第3条第1項の認定を受けている施設をいう。
- (5) 地方裁量型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の認定を受けた保育施設機能をいう。
- (6) 特定地域型保育事業 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 29 条第1項の規定による確認を受け、法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けた事業所をいう。
- (7) 保育所等 同項前6号までに掲げる施設をいう。
- (8) 設置事業者 前号に掲げる保育所等の設置者をいう。
- (9) 補助事業者 前号に掲げる設置事業者のうち、本要綱に基づく補助金の交付決定または交付を受けた者をいう。
- (10) 入所児童 保育所等を利用する、支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する子どもをいう。

(補助対象児童)

第3条 この要綱に定める補助金の対象児童は、保育所等の入所児童のうち、食物アレルギーを有することを理由として、当該保育所等における給食の提供に際し、設置事業者から、現に個別食の提供を受けている児童とする。

- 2 設置事業者は、前項に定める入所児童について、その食物アレルギーの状況を、医師の診断書またはこれに類する書面により確認するものとする。
- 3 設置事業者は、前項に定める確認を行うため、当該児童の保護者に対し、年に1回以上、医師の診断書またはこれに類する書面の提出を求めるものとする。

(補助対象事業費)

第4条 この要綱に定める補助金の対象事業費は、補助対象児童に対して、当該児童の状況に応じた個別食を提供するために要する経費の一部とし、おおむね次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 個別食の調理業務に従事する栄養士または調理員の人件費及び共済費
- (2) 個別食の調理業務に従事する栄養士または調理員の福利厚生費（健康診断費、被服費等に要する経費）
- (3) 代替食の提供のための食材購入費
- (4) 個別食の調理のための調理器具等の購入費

（補助金額の算定）

第5条 補助金の額は、別表に定める児童1人あたりの基準額に、第3条に定める補助対象児童毎の個別食の提供を行った月数の合計を乗じて得た額とする。

- 2 前項に定める月数の計算にあたっては、補助対象児童毎に月途中の入所または退所によって一月未満の期間が存する場合には、それぞれ一月として計算するものとする。
- 3 月途中に補助対象品目数に変更となる場合には、当該月の基準額は月初日の補助対象品目数に基づくものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 設置事業者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式1）に次の各号に定める書類を添えて、別に指示する期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象児童名簿（様式2）
 - (2) 補助対象児童にかかる食物アレルギーの状況を示した医師の診断書またはこれに類する書面の写し
- 2 前項の補助金の交付申請以降、食物アレルギー児童が中途入所又は既入所児童が新たに食物アレルギーに該当するなど補助対象児童が発生した場合は、市長が別に定める方法により申請を行うこととする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に定める補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金額を決定し、補助金交付決定通知書（様式3）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた設置事業者は、補助対象児童毎の個別食の提供の状況を記録するとともに、当該児童にかかる食物アレルギーの状況を示した医師の診断書またはこれに類する書面を整理保管しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条により補助金額を決定したときは、補助事業者の申出に基づき、決定額に相当する額を概算交付することができる。

（事業実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が終了したときは、事業実績報告書（様式4）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象児童名簿（様式2）
- (2) 補助対象児童にかかる食物アレルギーの状況を示した医師の診断書またはこれに類する書面の写し

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条に定める事業実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、補助条

件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、補助金確定通知書(様式 5)により、当該報告者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第 11 条 市長は、前条に定める補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、補助事業者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 法令またはこれに基づく処分に違反したとき
- (4) その他市長が補助することを不相当と認めたとき

2 前項の規定は、第 10 条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第 14 条 補助事業者は、第 12 条第 1 項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 市長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第 15 条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(立入調査等)

第 16 条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委 任)

第 17 条 この要綱の実施に当たり、その他の必要な事項は支援制度担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助対象児童一人あたりの基準額

区 分	児童一人あたりの基準額
1～3品目の 食物アレルギーを持つ児童	4, 000円
4品目以上の 食物アレルギーを持つ児童	6, 000円